

## (1) 総合的支援体制の確立

### ○（公社）徳島被害者支援センターへの業務委託による機能強化

- ・ 被害者の声を直接聞き取り必要な支援を検討する「支援コーディネーター」を配置し、県総合的対応窓口と連携して各機関との調整を行うとともに、各機関への付添い支援を強化する
- ・ 被害者が必要とする「専門的相談（センターや他の相談機関では対応できないもの）」に係る経費を負担

### ○各相談窓口での対応力強化

- ・ 被害者に利用いただく支援冊子（相談窓口での共通アセスメントシートとしての活用や支援に関する情報を記載）の作成、配布
- ・ 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会における相互連携強化のための実務者研修を実施
- ・ 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会を核とした、重大事件等発生時における各機関の対応について、ガイドラインを検討・作成

### ○支援人材の育成

- ・ 被害者支援センターと連携し、被害者支援に関心のある大学生等を対象とした「支援人材育成講座」を実施

### ○市町村に対する取組

- ・ 「市町村被害者支援主管課長会議」の開催  
総合的対応窓口としての役割、特化条例制定や見舞金制度について全国の状況を説明
- ・ 市町村条例制定に関する情報提供等の支援を実施
- ・ 各市町村「被害者支援の窓口対応者」へのスキルアップ研修を実施  
被害者の声を直接聞く機会のほか、窓口対応時の実務研修を実施

## 令和3年度 犯罪被害者等支援の取り組みについて(2)

### (2) 県民等への広報・啓発

#### ○「シンポジウム」の開催

- ・ 県民や事業者に、犯罪被害者支援に対する理解を深めていただくことにより、二次被害や再被害の防止を図るとともに、県を挙げて支援に取り組む気運を醸成する

#### ○各機関と連携した機会の増進

- ・ 各支援機関等が実施する被害者支援講演会等について、開催日程や広報等について連携し、県民の皆様が理解を深める機会の提供を増やす

### (3) 犯罪被害遺児への支援

#### ○ 犯罪により、父母等を亡くした子どもに対し、将来への夢や希望に寄り添うため、「犯罪被害遺児未来応援金」を創設

(対象者) 徳島県内に居住する18歳未満の犯罪被害遺児

(支給額) 年額12万円(毎年1回支給)